

宇和島市 I C T活用工事実施要領

(適用)

宇和島市の3次元データ等を活用するICT活用工事は、愛媛県ICT活用工事実施要領(準用)及びICT活用工事特記仕様書に基づき実施するものとする。

(概要)

1. ICT 全面活用工事

ICT全面活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおける全ての段階でICTを活用した施工技術(以下「ICT施工技術」という)を全面的に活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ICT 全面活用工事は以下のとおりとする。

- ・ ICT 全面活用工事 (ICT 土工)
(以下、ICT 土工という。)
- ・ ICT 全面活用工事 (ICT 土工 (1,000m³ 未満))
(以下 ICT 土工 (1,000m³ 未満) という。)
- ・ ICT 全面活用工事 (ICT 舗装工)
(以下、ICT 舗装工という。)
- ・ ICT 全面活用工事 (ICT 舗装工 (修繕工))
(以下、ICT 舗装工 (修繕工) という。)

2. ICT 部分活用工事

ICT部分活用工事とは、施工プロセスにおける次のどちらかの組合せでICTを活用した施工技術(以下、「ICT施工技術」という)を部分的に活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ⑤ 3次元データの納品

または、

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ④ 3次元出来型管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

※その他の施工プロセスは、従来手法により行う。

3. その他の ICT 活用工事

その他のICT活用工事とは、ICT 全面活用工事、ICT部分活用工事、建設現場の遠隔臨場以外の ICT 施工技術を活用し施工の効率化、品質または安全性の向上を図る工事をいう。

(対象工事)

1. ICT 土工及び ICT 土工 (1,000m³ 未満)

工事工種体系ツリーにおける下記の工種・種別が含まれる工事で、宇和島市が現場条件等により適正と判断するものを対象工事とする。

(1) 対象工種及び種別

1)河川土工、海岸土工、砂防土工

掘削工（河床等掘削含む）、床掘工、盛土工、法面整形工

2)道路土工

掘削工、床掘工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工

但し、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT 舗装工及び ICT 舗装工 (修繕工)

工事工種体系ツリーにおける下記の工種・種別が含まれる工事で、宇和島市が現場条件等により適正と判断するものを対象工事とする。

(1) 対象工種及び種別

1)ICT 舗装工

工事区分：舗装

工種：舗装工

種別：アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工

透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工

2)ICT 舗装工 (修繕工)

工事区分：道路維持、道路修繕、橋梁保全工事

工種：舗装工

種別：切削オーバーレイ工、路面切削工

但し、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事または ICT 舗装工における下記施工の場合は適用対象外とする。

- ・ 3次元 MC 建設機械以外による施工
- ・ 供用部で通行規制を伴う車道部の施工
- ・ 歩道部の施工

3. ICT 部分活用工事

ICT部分活用工事は、受注者希望型で発注したICT土工、ICT土工（1,000m³未満）、ICT舗装工及びICT舗装工（修繕工）において、受注者からの希望によりICT施工技術の部分的な活用を実施する工事とする。

4. その他の ICT 活用工事

全ての工事において、受注者からの希望によりその他 ICT 施工技術を活用する工事を対象とする。

（発注方式）

ICT 工事の発注は、受注者希望型とし、入札公告等に ICT 活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書を添付する。

【入札公告等記載例】

※入札公告個別事項等の「その他」欄に以下を追記する。

「この工事は、宇和島市 I C T活用工事実施要領に基づき、ICT の活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事である。」

（ICT 活用工事の実施に関する協議）

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容及び対象範囲について、様式-1 の ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うこととする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

（ICT 活用工事の実施推進のための措置）

【工事成績評価における措置】

①ICT 全面活用工事を実施した場合

創意工夫における【施工】「土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫」、「出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」の 2 項目および

【その他】「□その他」の計 3 項目において評価するものとする。□その他に記載する理由は、「ICT 活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

②ICT部分活用工事を実施した場合

創意工夫における【施工】「土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫」または「出来型又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫」のどちらか 1 項目および【その他】「□その他」の計 2 項目において評価するものとする。□その他に記載する理由は、「ICT活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

③その他の ICT 活用工事を実施した場合

創意工夫における【その他】「□その他」において評価するものとする。□その他に記載する理由は、「ICT活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

(工事費の積算)

1. ICT 全面活用工事

(1) ICT 土工、ICT 土工 (1,000m³ 未満) 及び ICT 舗装工

発注者は、ICT施工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 土工、ICT 土工 (1,000m³ 未満) 及び ICT 舗装工を実施する場合、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データの納品を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

受注者が、土工及び舗装工以外の工種に関するICT活用について、発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する工種については、設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(2) ICT 舗装工 (修繕工)

発注者は、ICT 施工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 舗装工 (修繕工) を実施する場合、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT 活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

受注者が、舗装工 (修繕工) 以外の工種に関するICT活用について、発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する工種については、設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

3. ICT 部分活用工事

発注者は、ICT施工によらない従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 部分活用工事を実施する場合、「土木工事標準積算基準書 (愛媛県)」及び「ICT活用工事積算要領 (国土交通省)」

に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データの納品を行う場合は、受注者から見積りの提出を受け、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」及び「ICT活用工事積算要領（国土交通省）」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

4. その他の ICT 活用工事

その他の ICT 活用工事にかかる経費について契約変更は行わない。

（その他）

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。